

# 横浜市母子・父子家庭 自立支援教育訓練給付金事業

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、厚生労働省指定の教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母または父に対して、受講費用の一部を支給します。

## 対象者

次の①から④のすべてを満たす方（講座指定申請及び支給申請（後記「手続き」参照）の両申請時に、下記要件を満たすことが必要です。

- ① 市内にお住いの20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父
- ② 所得（就労等による所得の額＋養育費の80%）が児童扶養手当の所得制限限度額未満の方  
※ 所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです。
- ③ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方
- ④ 適職に就くために受講が必要と認められる方

## 対象講座

雇用保険制度の「専門実践教育訓練」「特定一般教育訓練」「一般教育訓練」の指定講座（業務独占・名称独占資格の取得を目指すものに限る。）

### 該当資格例

看護師、准看護師、介護福祉士、理美容師、保育士、調理師、歯科衛生士、はり師、社会福祉士、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、助産師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士、製菓衛生師、キャリアコンサルタント、きゅう師、建築士、管理栄養士 など

※対象講座は厚生労働省のHPで確認できます。

（「教育訓練給付制度検索システム（<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>）」で検索）

## 支給額

ハローワークと横浜市で併せて受講料の6割相当額の支給をします。（上限金額あり）

	専門実践教育訓練 上限 40 万円×必要修学年 (160 万円以内)	特定一般教育訓練 (上限 20 万円)	一般教育訓練 (上限 20 万円)
①雇用保険の受給資格がある	ハローワークから最大7割 (横浜市から原則支給はなし)	ハローワークから4割 横浜市から2割	ハローワークから2割 横浜市から4割
②雇用保険の受給資格がない	上限 40 万円×必要修学年 (160 万円以内)	横浜市から6割	横浜市から6割

※①の場合、受講料の6割相当額が1万2千円以下の場合、支給されません。

※②の場合、受講料の6割相当額から雇用保険で受給できる額を差し引いた額が1万2千円以下の場合、支給されません。

手続き：① 専門実践教育訓練

手続き：② 特定一般教育訓練

手続き：③ 一般教育訓練

受講する講座を決める（「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム」(URL：<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>) で指定されている講座が対象です。また、講座を調べた際に、15桁の指定番号を控えてください。）

**支給要件確認** お住まいの区を所管するハローワークの給付金の窓口で、雇用保険制度での受給資格の有無を確認してください。雇用保険の資格がない場合、「雇用保険被保険者資格取得届出確認回答書」を受け取ってください。

雇用保険制度での受給資格がある方

雇用保険制度での受給資格がない方

※雇用保険の資格がある方は「教育訓練給付金支給要件回答書」を、ない方は「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」を受け取ってください。

雇用保険制度での受給資格がある方

※横浜市への事前相談より前に、ハローワークへ事前の支給申請を行い、「教育訓練給付金支給要件回答書」を受け取ってください。

＜★横浜市へ手続き＞

**事前相談** ・ ①横浜市電子申請システムから質問に回答していただけます。（横浜市 HP「横浜市母子父子家庭自立支援教育訓練給付金」( <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/hitorioya/jiritukyuuukinn.html> ) )



**指定申請** ・ 対象講座指定申請書をご記入いただき、必要書類を添付して子ども青少年局子ども家庭課にご提出ください（郵送）。  
（講座の受講開始日より前に申請書が横浜市に到着することが必須です。）

**講座指定** ・ 支給要件を確認、審査し、要件を満たした方には、後日、対象講座指定決定通知書が送付されます。

受講を申し込む前に  
お手続きください。



横浜市電子申請はこちらから

講座受講開始～修了

講座申し込み前にハローワークで支給申請（最大7割支給）

専門実践教育訓練を受講し、かつハローワークでの受給資格がある方は、受講中に5割、受講修了後資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合に2割の、合計7割支給が可能です。  
●ハローワークからの支給が7割の場合、横浜市からの支給は受けられません。（横浜市での支給可能額が6割のため。）  
●ハローワークからの支給が5割のみの場合、受講開始前に横浜市での手続きをされた方は、横浜市から支給可能な6割から5割分を差し引いた1割分の支給を受けられる可能性があります。  
※受講開始前に上記の＜★横浜市へ手続き＞をしていること  
※ハローワークでの支給額が支給上限額を超えていないこと

**支給要件確認** 受講修了後、お住まいの区を所管するハローワークの給付金の窓口で、雇用保険制度での受給資格の有無を確認してください。

雇用保険制度での受給資格がある方

横浜市支給申請前にハローワークで支給申請

受講終了後、雇用保険制度での受給資格がある方は、先にハローワークで支給申請を行い、支給・不支給決定通知を受け取ってください。

雇用保険制度での受給資格がない方

横浜市支給申請前にハローワークで回答書取得

受講終了後、雇用保険の資格がある方は教育訓練給付金支給要件回答書を、雇用保険の資格がない方は雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書を受け取ってください。

子ども青少年局子ども家庭課へ支給申請（受講修了後、必ず30日以内に横浜市役所に到着）

**支給審査** 支給要件を確認、改めて審査します。（講座指定申請とあわせて、どちらも審査が通らないと支給できません。）

**給付金支給** ご指定の口座に振込みます。

## その他

申請には個人番号（マイナンバー）が必要となります。申請の際には、《申請者の個人番号カードの写し》又は《通知カードの写しと本人確認資料》を添付していただきます。

個人番号は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号利用事務」（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務）に利用します。

## よくある質問

Q. 児童扶養手当の受給をしていなくても、給付を受けることは可能ですか。

A. 児童扶養手当を受給していなくても、「対象者」の条件を満たせば給付を受けられます。

Q. 自分の所得がわかりません。電話したら教えてください。

A. こども家庭課ではご本人様の所得をお電話でお調べすることはできません。お住まいの区の区役所税務課にご相談ください。

Q. ①事前相談からの講座指定決定までの期間及び②支給申請後、振込までの期間はどのくらいですか。

A. ①事前相談が実施されてから講座指定決定まで約1か月半かかります。電子申請はそれよりも前にお申込みください。

②支給申請された後審査をし、支給決定をします。決定後14日以内に給付金をお振込みします。

Q. 高等職業訓練促進給付金との併用はできますか。

A. 給付金の趣旨が異なるため、条件を満たせば併用もできます。詳しくは横浜市 HP「横浜市母子父子家庭高等職業訓練促進給付金」の「対象資格」をご確認ください。

Q. ハローワークでの手続きは絶対に必要ですか。

A. 雇用保険の受給資格がある場合、必ず先にハローワークで支給申請をしていただきます。資格がない場合にも、回答書をご提出いただく必要があるため、手続きをお願いします。

Q. 事前相談や講座指定申請をせずに受講開始してしまいました。給付は受けられますか。

A. どんな場合であっても、必ず講座の受講開始日より前に、講座指定申請書をこども家庭課へ提出する必要があります。そのため、上記の場合は、給付を受けられません。

Q. 講座受講中にこどもが20歳になります。給付を受けることはできますか。

A. 支給申請時に扶養している児童が20歳未満であることが支給の要件です。そのため上記の場合は給付を受けられません。

Q. 対象資格を満たせば、何度でも給付をけることができますか。

A. 他自治体も含め、給付は一度きりです。

## 問合せ・申請書送付先

横浜市こども青少年局こども家庭課 給付金担当

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-2390 FAX：045-681-0925

